

## 第2章

# 環境保全の視点が社会・経済活動に織り込まれた地域社会へ

きめ細かな普及啓発と環境にやさしい技術・製品の開発・利用を進めます。

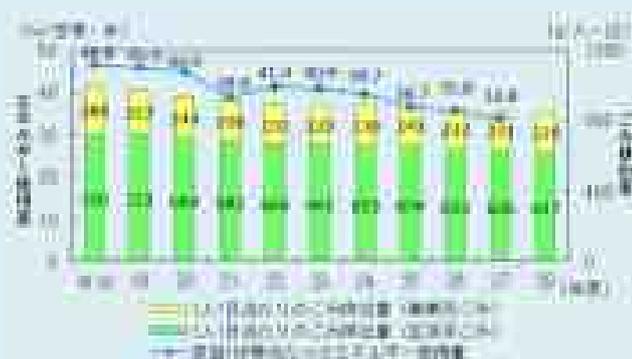
### 1. 環境に配慮したライフスタイル やビジネススタイルへの転換

#### 現況

社会・経済活動の拡大や質の向上により、日常生活や事業活動による環境への負荷が増大してきたことから、本県では、環境に配慮したライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を推進しています。

日常生活においては、買い物時のレジ袋の無料配布を中止するなどの取組を進め、マイバッグ持参率は89.6%（平成30年（2018年）3月）まで向上し、身近な環境配慮行動として、多くの県民に実践されています。

また、家庭1世帯あたりのエネルギー使用量や県民1人当たりのごみ排出量はともに減少傾向にあり、環境配慮行動の成果が現れていると考えられます（図2-1）。



※外国人人口を含まない数値です。外国人人口を含んだ数値については、第7章をご覧ください。

図2-1 家庭1世帯あたりのエネルギー使用量、1人1日当たりのごみ排出量

事業活動における環境配慮行動の1つにグリーン購入があり、滋賀グリーン購入ネットワークは、他地域と比べ大きな規模となっています。なお、近年会員数は横ばいとなっています（図2-1）。



図2-1 滋賀グリーン購入ネットワークの会員数

#### 課題および今後の取組

環境配慮行動への取組は次第に広がってきましたが、社会全体で環境に配慮したライフスタイル・ビジネススタイルが定着することを目指し、さらに行動を促していく必要があります。

そのため、県民や事業者が様々な場面で環境配慮行動に取り組みめるよう、きめ細やかな情報提供や普及啓発を進めます。

#### ●環境意識や取組の段階に応じた切れ目のない普及啓発の実施

環境配慮行動は、実施する主体により意識や取組の度合いに段階があるため、各段階に応じた普及啓発を切れ目なく行うことにより取組の全体的な底上げを図ります。

そこで、これから行動する人に対しては、まずは本県の自然環境が持つ価値や魅力を知ってもらい、暮らしとの関わりを通して環境保全の重要性への理解を深めてもらうところから始めるとともに、身近な環境配慮行動を提示します。一方、既に行動している人に対しては、行動の数を増やしていく、環境家計簿で自己チェックや改善ができるようにするなど、新たな段階の取組を提案します。

#### ●実践と継続につながる効果的な情報提供

環境配慮行動は、生活や事業活動の様々な場面で実践することができ、それらを継続的に実施していくことが重要です。そのため、環境配慮行動を実施することが、県民等の実践意欲や継続意欲につながるよう効果的に情報提供を行うことにより、行動をより一層広めることが求められます。

そこで、環境配慮行動による環境保全の効果だけでなく、経済的なメリット等を具体的な取組メニューとあわせて一体的に情報提供することで、県民等が行動の様々な効果を感じながら、より多くの行動を継続して実施できるよう支援します。

### 2. 環境保全と経済発展の両立

#### 現況

本県の産業界は、環境保全と経済発展の両立に向けて、高い環境意識のもと早くから環境保全対策を進め、優れた技術や経験を蓄積してきました。

平成10年（1998年）から開催している環境産業総合見本市「びわ湖環境ビジネスメッセ」は、出展者数・商談件数とも堅調に推移し、環境ビジネスの拠点となっています（図2-3）。特に近年はエネルギー関連分野や水環境ビジネス分野の出展企業が増えており、本県に集積する電池関連産業をはじめとするエネルギー関連産業の強みや、これまでの環

環境保全のノウハウ等を活かし、低炭素化技術等の環境関連技術の開発促進が期待されます。

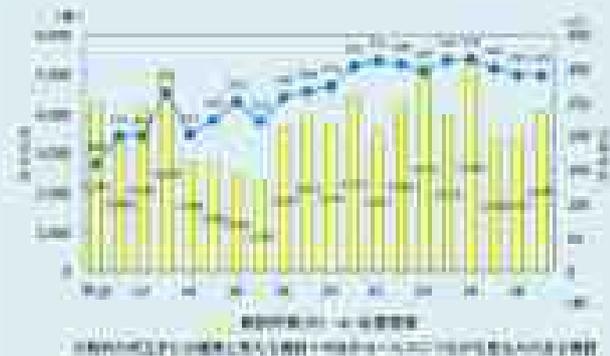


図 2-3 びわ湖環境ビジネスメッセの商談件数、出展者数

本県では省エネ製品の生産等を、企業の事業活動を通じた低炭素社会づくりへの「貢献」と捉え、定量的に評価する「貢献量評価」を推進しています。また、本手法に基づき CO<sub>2</sub>削減に貢献する製品等を「しが発低炭素ブランド」として認定するなど、環境と経済が両立する社会づくりを推進しています。

農業においては、琵琶湖をはじめとする周辺環境へ負荷をかけない「環境こだわり農業」の推進に取り組み、平成 13 年（2001 年）の環境こだわり農産物認証制度の開始以降、取組は拡大しています。

## 課題および今後の取組

本県の環境関連産業や環境こだわり農業は着実に広がりを見せていますが、産業全体で環境保全の視点を経済活動に埋め込むための取組を一層推進する必要があります。そのため、関連技術や製品等の開発の促進および、製品等の利用促進といった生産と消費の両面での取組を進めます。

### ●環境配慮製品等の利用促進

環境に配慮した商品・サービスの利用を促進するため、グリーン購入の普及拡大を引き続き図るとともに、商品・サービスの市場化、流通・販売ルートの拡大を推進します。また、環境配慮製品等は、その生産過程において、それ以外の製品等と比べて大きな労力やコストがかかり、価格が高くなる場合がありますが、例えば農作物であれば安全・安心という付加価値があることを啓発するなど、利用者・消費者の理解を促し、利用促進を図ります。

### ●環境保全技術・製品等の開発促進

本県には、エネルギー関連技術、環境の浄化技術や測定技術など、これまでの環境保全対策にて培われた様々な環境関連技術があることから、国内外の水環境保全への貢献が期待される「水環境ビジネス」をはじめ、これらの技術の活用や製品・サービスの創出、また、関連技術の開発や高度化を促進し、環境関連産業の振興を図ります。

また、環境配慮製品の生産技術の開発や改良、それらの普及に取り組みます。

## 環境にやさしいライフスタイルの推進

### ●グリーン購入の推進

<循環社会推進課>

商品の購入やサービスの提供を受ける際に、必要性を十分考慮し、価格や品質だけでなく環境のことを考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に購入する「グリーン購入」は、循環型社会の構築に重要な役割を担っています。

本県では、平成 6 年（1994 年）から全国に先駆けてグリーン購入を率先して実行しています。また、平成 14 年（2002 年）には「グリーン購入法」の施行を踏まえ「グリーン購入基本方針」を定めています。

さらに、一般社団法人滋賀グリーン購入ネットワークを支援するなど、県内のグリーン購入の普及促進に取り組んでいます。同法人の会員数は、企業 385、行政 21、団体 61（平成 30 年（2018 年）8 月 1 日現在）となっています。

### ●消費者教育の推進

<県民活動生活課>

消費者教育の推進に当たっては、消費者が習得した消費生活に関する知識を適切な行動に結びつけることができるよう、また、持続可能な社会の実現のため、人や社会・地域・環境に配慮したエシカル消費の普及啓発に取り組み、消費者が消費行動を通じて、より良い暮らし、より良い社会の形成に主体的に参画し、発展に寄与できるよう積極的に支援します。

日常生活や事業活動の中で、環境課題を「自分ごと」として捉え、環境に配慮した行動を自ら実践し、消費社会の一員としての自立した消費者が育まれるよう、消費者教育や環境学習などを通じて、環境に配慮した消費行動の推進に努めます。

### ●「おいしが うれしが」キャンペーンの推進

<食のブランド推進課>

「おいしが うれしが」

キャンペーンは、消費者の皆さんが県産農畜水産物やその加工品を知り、消費する機会を増やすことによって、滋賀の食材や食文化の豊かさを実感いただく「地産地消」を推進する運動です。



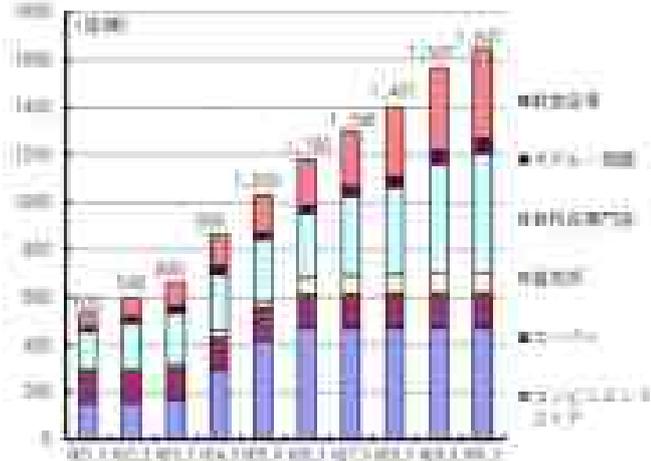
ロゴマーク

食べた人が「おいしい！」と言えば、提供した人が「うれしい！」と応える。会話がはずみコミュニケーションが図れる滋賀らしい地産地消を進めています。

また、地産地消は、消費者に鮮度の良い食材を届けることができるのも魅力です。

平成 30 年（2018 年）3 月末現在のキャンペーン参加店舗数は 1,647 店舗です。各店舗での取組は、ホームページ (<http://shigaquo.jp/oishiga/>) で紹介していますので、県産農畜水産物の魅力をお楽しみください。

## ◆キャンペーン参加店舗数の推移



## ●食品ロスと買い物ごみ削減の推進

<循環社会推進課>

食べられるのに捨てられる食品、いわゆる食品ロスの削減に向けて、買い物や調理時の工夫、料理の食べきりなどの普及啓発に取り組んでいます。

事業者、団体および行政で構成する「滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会」では、食品ロスの削減に取り組む飲食店・宿泊施設、食料品小売店を「三方よしフードエコ推奨店」として登録し、店舗情報や取組内容を県ホームページ上で紹介しています。



また、買い物に伴って生じるごみの減量・資源化の推進にも取り組んでおり、一層のレジ袋の削減、マイバッグ等の利用を推進するため、「レジ袋削減の取組に関する協定」を締結しています。



環境にやさしい  
買い物キャンペーン

## ●省エネ・節電提案会、うちエコ診断の実施

<温暖化対策課>

家庭におけるCO<sub>2</sub>排出削減を促進するため、節電対策に関する一般相談やパネル・実験器具を用いた啓発等を行う「省エネ・節電提案会」を県内各地で

開催しています。この提案会等においては、うちエコ診断士が各家庭のエネルギー消費状況やCO<sub>2</sub>排出状況を分析し、各家庭の状況に応じたきめ細かなCO<sub>2</sub>削減対策を提案する、「うちエコ診断」を実施しており、平成29年度は162件診断しました。



うちエコ診断実施状況

## ●エコ交通の推進

<交通戦略課>

マイカー中心の交通体系から人にも環境にもやさしい公共交通機関利用へのシフトを図るため、鉄道やバスなどの公共交通機関と湖上交通や自転車・徒歩の組み合わせにより、自動車に乗らなくても県内を移動することができる交通体系「エコ交通」の環境整備を推進します。

地域の特色を活かした公共交通機関の利用促進として地域のイベントと連携した鉄道誘客や、公共交通機関を活用したモデルコースの情報発信、交通事業者と関係団体が連携して取り組むエコ交通啓発事業を支援しています。

## ■自転車利用促進

人にも環境にもやさしい自転車の利用を推進するため、官民で構成する協議会を設置し、自転車の魅力を高め、利用しやすい環境の検討を行うとともに、自転車の利用促進や安全利用の啓発、情報の発信などに取り組んでいます。

## ●にぎわいのまちづくり総合支援事業

<中小企業支援課>

地域コミュニティの核である商店街のにぎわいを創出する事業を補助し、持続可能でにぎわいと魅力あふれるまちづくりを進めています。地域課題の解決のために商店街等が取り組む、地産地消や自転車利用拡大につながる事業、低炭素社会実現に向けてのイベント等も支援しています。

## ●滋賀らしい環境こだわり住宅の普及促進

<住宅課>

環境問題の解決に向けて、住宅分野においても環境への負荷を低減する取組が求められています。本県では、県産木材や地場産の素材などを使用し

### トピックス

#### プラスチックごみが注目されています。

<環境政策課>

2018年6月に開催されたG7シャルルポワ・サミットで「海洋プラスチック憲章」が採択されるなど、プラスチックごみが世界的に注目されています。滋賀県に海はありませんが、琵琶湖の水は淀川水系を経て大阪湾に流れ込んでおり、私たちにとっても決して他人事ではありません。

特に5mm以下の小さなプラスチックはマイクロプラスチックと呼ばれ、生態系への影響等について世界中で研究が進められています。県ではレジ袋削減の取組などを進めてきており、現在のところ琵琶湖の魚や生態系への影響は確認されていません。

マイクロプラスチックには、ポイ捨てごみが紫外線等によって細くなり生じたものもあります。プラスチックごみ問題は私たちに対して、日々の暮らしの中でポイ捨てをしないこと、使い捨ての製品をできるだけ使わないことなどを、改めて訴えているのではないのでしょうか。

た良質な木造軸組住宅を「滋賀らしい環境こだわり住宅」と位置づけ、平成19年(2007年)3月にその整備指針を公表するなどして普及に取り組んでいます。平成20年(2008年)12月には、「滋賀らしい環境こだわり住宅」のづくり手となる設計者、施工者、木材供給者で構成されるネットワークグループの登録制度がスタートし、平成30年(2018年)7月末時点8グループが登録されています。

この登録制度を実施している「湖国すまい・まちづくり推進協議会」では、環境こだわり住宅や登録グループに関する情報をホームページで紹介するなど、県民の皆さんへの普及に努めています。

## 環境と調和する経済活動の推進

### ●琵琶湖の保全の取組を生かしたビジネス展開

<商工政策課>

本県は、琵琶湖という大きな閉鎖性水域の保全に取り組みながら、経済発展を遂げてきた地域です。その中で産学官民に蓄積されてきた琵琶湖保全の技術・ノウハウを生かして、水環境ビジネスを推進するために、平成25年(2013年)3月に「しが水環境ビジネス推進フォーラム」(平成30年(2018年)7月現在164企業・団体が参画)を設立しました。

このフォーラムを通じて、水環境ビジネスに関する情報の発信や国内外に向けたPR、企業同士のマッチングの機会の提供などにより、ビジネスプロジェクトの創出・展開を図っています。

また、プロジェクトの一つであるJICA草の根技術協力事業「観光島カッタバの水環境改善に向けた協働体制づくりの協力支援」では、平成27年より、企業、大学、行政等が連携しながら、ベトナムの行政機関職員等の受入研修や現地での技術指導を実施しました(平成28年度末終了)。

こうした取組やネットワークを足がかりとして、水環境関連の企業や研究機関、技術や情報等が一層集積した、自立的に水環境ビジネスが推進される「滋賀ウォーターバレー」を目指しています。



セミナーの開催



ベトナムでの水環境改善プロジェクト

### ●びわ湖環境ビジネスメッセの開催

<モノづくり振興課>

びわ湖環境ビジネスメッセは、「環境と経済の両立」を基本理念に掲げ、持続可能な経済社会を目指し、環境産業の育成



振興を図るため、環境に調和した最新の製品・技術・サービスなどを一堂に展示する環境産業総合見本市です。20回目の記念開催となる平成29年度は、10月18日から20日まで長浜バイオ大学ドームで開催しました。

### ●低炭素社会づくりへの製品等を通じた貢献量評価の推進

<温暖化対策課>

低炭素社会づくりには、節電や省エネ行動の広がりはもちろんですが、本県ではそれらの取組を支える省エネ製品の開発、環境配慮型のサービスの提供も重要との考え方から、企業の事業活動を通じた低炭素社会づくりへの貢献を定量的に評価する「貢献量評価」を推進しています。

「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」の事業者行動報告書では、平成29年度に153件の貢献取組について報告がありました。そのうち年間のCO<sub>2</sub>削減量として換算が可能な19件についての貢献量(県内の事業所が、温室効果ガス排出削減に貢献した量)を試算(※)すると、およそ182万t-CO<sub>2</sub>、県域の温室効果ガス排出量の約14%に相当する値となりました。

平成30年度からは、CO<sub>2</sub>削減に貢献する優良な製品やサービス等を「しが発低炭素ブランド」として認定し情報発信を行うことで、社会全体でのCO<sub>2</sub>削減に大きく貢献する優れた製品等の社会への普及を後押ししています。



※記載をもとに換算可能な取組のみを算定したものであり、本県産業全体に拡大推計したものではありません。また、結果は実態と比較して過大評価・過小評価のどちらの可能性もありうるものです。

### ●貢献量評価に基づく「しが発低炭素ブランド認定」

<温暖化対策課>

しが発低炭素ブランドは、将来の低炭素社会を支える製品等の開発と普及が、より一層促進されることを期待して平成30年度より募集を開始しました。低炭素社会づくりに貢献する各社の技術が駆使された5製品を第1回低炭素ブランドとして認定しました。

#### ◆平成30年度しが発低炭素ブランド

- ・ 太陽光照明システム「スカイライトチューブ」(株式会社井之商)
- ・ 無駄開き抑制自動ドアセンサー「eスムーズセンサー」(オプテックス株式会社)
- ・ ナチュラルチラー(吸収冷温水機)「エフィシオN Z型」(川重冷熱工業株式会社)



ブランドロゴマーク

『滋賀から低炭素社会の花を咲かせよう』



推進しています。

平成 29 年度は、718 の活動組織により、36, 104ha の農地を対象に活動が行われ、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮が図られています。

### ●農村地域住民活動支援事業 <農村振興課>

豊かな田園空間や農村地域のコミュニティ機能を維持するためには、農業者だけでなく非農業者を含めた農村地域住民と行政などとのパートナーシップによる農村環境保全活動の推進が必要です。

そのため、活動に取り組む地域リーダーの育成、活動組織等への専門家の紹介などを行っています。

## 湖国の景観・文化遺産の保全

### ●風景条例に基づく景観施策 <都市計画課>

本県は、昭和 59 年（1984 年）に琵琶湖周辺のひろがりつつながりのある風景を守り育てるため「風景条例」を制定し、琵琶湖景観形成地域等の景観重要区域の指定や、区域内における建築物の景観規制、住民による風景づくりのための近隣景観形成協定制度を定めました。平成 16 年（2004 年）に「景観法」が制定され、現在は県内全 13 市が法に基づく景観行政団体となり、県の施策に加え、各々特色ある地域景観の形成に取り組んでいます。

また県内の景観行政団体が連携した取り組みを行うため「滋賀県景観行政団体協議会」を設立し、琵琶湖の眺望景観や歴史的街道の景観形成に対する取り組みを進めています。

### ●文化的景観の保護と活用 <文化財保護課>

滋賀県には人々の営みと琵琶湖の織りなす美しい景観が現在まで残っています。このような景観は「文化的景観」と呼ばれるもので、その中で特に優れたものは、国が「重要文化的景観」として選定しています。本県では、「近江八幡の水郷」、「高島市海津・西浜・知内の水辺景観」、「高島市針江・霜降の水辺景観」、「東草野の山村景観」、「菅浦の湖岸集落景観」、「大溝の水辺景観」が選ばれています。また平成 30 年（2018 年）には「伊庭内湖の農村景観」が新たに選定されることとなりました。

県では「琵琶湖と水が織りなす文化的景観所在確認調査報告書」（平成 23 年（2011 年）3 月）を作成し、こうした文化的景観を文化財として保護し、活用する取り組みを進めています。



重要文化的景観  
伊庭内湖の農村景観  
(東近江市教育委員会提供)

### ●田園地帯の景観の形成 <農村振興課>

田園地帯においては、農業が営まれることにより、田畑の作物と家並み、その周辺の水辺や里山が一体となった美しい田園景観が形成されています。しかし、過疎化や高齢化により集落機能が低下し、こ

した田園景観の維持が困難となるケースが散見されるようになりました。

一方で、県民の健康志向や環境意識の高まりは、「ゆとり」や「やすらぎ」を求める生活スタイルへと変化し、田園地帯の豊かな自然や美しい景観、伝統、文化などの魅力が再評価されつつあります。

県では県内農地の約 7 割で取り込まれている「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」の中で、草刈や景観形成植物の植栽など、空間的広がりを持った田園地帯の景観形成に対する活動を支援しています。

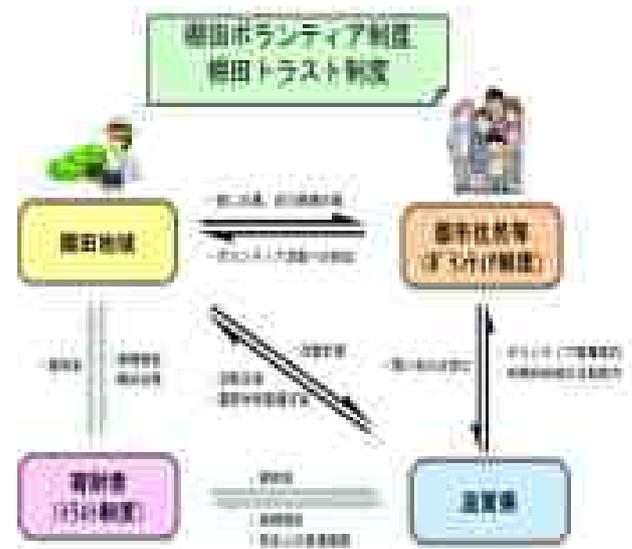


芝桜の植栽（長浜市木之本町杉野）

### ●棚田保全ネットワーク推進事業 <農村振興課>

棚田は、農業生産活動を通じて、県土の保全や水源かん養、農村景観や伝統文化の保全などの多面的な機能を発揮しています。しかし、過疎・高齢化や農家の減少、獣害の発生などにより、耕作されない棚田が年々増えているため、平成 16 年度より、「棚田ボランティア制度」を導入し、地域住民と都市住民とが協働で行う保全活動を支援しています。

現在は、県内 10 地区でボランティアを受け入れての保全活動が実施されており、平成 29 年度は延べ 333 人の参加がありました。また、平成 21 年度より「棚田トラスト制度」を導入し、活動を応援してくださる企業や個人などから寄附金を募り、活動組織の安定化に向けた支援を行っています。



## ●沿道景観の創造

<道路課>

道路は、単に人や車が通行するだけでなく生活環境空間としての役割を持ち、美しい景観を構成する重要な要素のひとつです。特に、うるおいややすらぎを提供する道路の緑化を適切な維持管理のもとで進めていくことが重要です。

本県では、地域住民や企業と協働して植栽などの維持管理に取り組み、道路への愛着心を醸しながら、美しい景観づくりを推進しています。



道路愛護活動事業（長浜市）



瓦屋禪寺境内林

檜皮採取の様子

## ●歴史的文化遺産

<文化財課>

本県は、奈良や京都といった古くからの政治や経済、文化の中心地に近く、また交通の要衝としても重要な地域でした。そのため寺院・神社や近代建築等の建造物、仏像や絵画等の美術工芸品、民具や祭礼等の民俗文化財、遺跡や庭園等の史跡名勝天然記念物、文化的景観などの優れた文化財が数多く残されています。



県指定有形文化財  
吉田家住宅 本館

県では、「滋賀県文化財保護条例」に基づき、これらの文化財調査・指定（選択）・保存修理・公開・教育普及などに取り組んでいます。

- ◆県指定（選定）文化財の件数（平成 30 年 3 月現在）425 件
- ◆登録有形文化財の件数（平成 30 年 3 月現在）406 件

## ●ふるさと文化財の森

<文化財保護課>

国宝や重要文化財などの文化財建造物を修理し、後世に伝えていくためには、木材や檜皮、茅、葭、漆などの資材の確保とこれに関する技能者の育成が必要です。文化庁は、修理に必要な資材の供給地および研修地を「ふるさと文化財の森」として平成 18 年度から設定しています。

本県では、平成 28 年（2016 年）3 月 18 日に東近江市所在の「瓦屋禪寺境内林」が県内で 3 箇所目の「ふるさと文化財の森」として設定されました。

この設定地は、県内初の檜皮葺屋根の材料供給地です。今後文化財建造物の保存のために必要な檜皮の安定的な確保とともに、これらの資材に関する普及啓発活動の展開が期待されます。